

「大分県歯科保健計画（仮称）」素案に対する県民意見募集結果 （1 / 2）

- 1 意見募集期間 平成22年2月9日（火）～平成22年3月8日（月）
- 2 意見募集の周知
 - （1）県情報センター（県政情報課情報センター）及び地区情報センター（振興局等県内11か所）、健康対策課での閲覧
 - （2）県庁ホームページへの掲載
- 3 意見提出状況
 - （1）提出者 183（人・団体）
 - （2）件数 437件

該当箇所	(ご意見の概要)	県の考え方	計画への反映
Ⅱ-1 妊娠期の歯科保健対策	(妊娠期の歯科保健対策についての賛同意見) 妊娠期の歯科保健対策について、素案の内容を評価し賛同する。 妊産婦に対する歯科保健指導の必要性を認識しており、妊産婦に対しては、産科医療機関での歯科保健に関する啓発及び指導が充実することで高い効果が期待できる。	妊娠期の歯科保健対策は、妊産婦自身や胎児の歯牙形成にはもちろん、出生後の乳児の歯科保健対策にもつながるもので、非常に重要であると考えます。 妊娠期に多く関わる産科医療機関で、充実した歯科保健に関する啓発や指導が実施されることは、妊産婦の歯科保健向上に非常に高い効果が期待できます。 産科医療機関や歯科専門職との一層の連携を図り、今後も対策を推進していきたいと考えます。	なし
Ⅱ-2 乳幼児期の歯科保健対策	(フッ化物を利用したむし歯対策への賛成意見) 子どもが、居住地の市町村事業でフッ化物塗布を受けており、効果を実感している。是非普及してもらいたい。	素案では、乳幼児のむし歯対策として、正しい食習慣の確立や健診体制の整備についても記載しておりますが、これらとあわせ、フッ化物を利用したむし歯予防を行うことでさらに効果があると考えます。乳幼児の歯科保健向上のため、今後も対策を推進していきたいと考えます。	なし
Ⅱ-2 乳幼児期の歯科保健対策 Ⅱ-3 学齢期の歯科保健対策	<p>(フッ化物を利用したむし歯対策への反対意見)</p> <p>学校、施設での集団実施に反対する。 フッ化物利用によるむし歯予防は、保護者の判断で、かかりつけの歯科医院など専門的な医療機関で個別に行うべきである。</p> <p>フッ化物を使用したむし歯予防は、フッ化物が薬物である以上様々な事故が予想されるため、教育現場である幼稚園、学校では使用すべきでない。 アレルギーがあったり、さまざまな体質の子どもたちがいる学校で薬物は使用すべきでない。 安全性に賛否両論ある「疑わしい物」は扱えない。 学校は教育の場であり、医療行為を行う場ではない。</p> <p>幼児はうがいがうまくできず、集団で一律に行うことは誤飲の可能性があり危険である。</p> <p>現在安全といわれていても、将来どのような健康被害があらわれるかわからない。</p> <p>他県、他国での事故例がある。フッ化物が危険なものであるという専門家の意見を聞いている。実際にフッ素で歯が脆くなった。</p> <p>強制力のある学校で集団実施されるべきでない。フッ化物洗口を希望しない子どもや保護者もいる。洗口をしない子どもの心理的な影響も心配される。</p> <p>学校現場は多忙であり、フッ化物洗口が導入されればこれまで以上に教師の業務負担が増え、事故を避けられない。</p> <p>フッ化物を使った洗口は医療の一環になるので養護教諭が集団洗口に係わることは薬事法違反になる。</p> <p>むし歯は減少している。安全性が不確実な方法によってまで予防を行う必要はない。全国と比較して悪いからといって、全国平均とのわずか0.7本の差のために子どもたちに健康被害が起こってはならない。</p> <p>学校は教育の場であり、より安全な方法である食生活の改善やブラッシング指導を通じた、歯と口の健康に対する関心を高めるための指導・啓発等、薬物に頼らない方法を、子どもの健康や命を守る観点から推進するべきである。</p> <p>効果だけでなく副作用についてもきちんと説明すべきである。一方的な情報だけの推進は非常に危険であり、県民は正確な判断ができない。</p> <p>フッ化物を利用したむし歯予防については専門家でも賛否両論がある中で、目標に掲げるのは行政として慎重さに欠ける。 フッ化物は薬物である以上、薬害のリスクを100%回避することができないことを、もっと重く受け止めるべきである。</p>	<p>フッ化物利用は、学術的にすでに安全性、有効性が確立されており、WHO（世界保健機関）をはじめとする国内外の専門機関が一致して推奨しています。</p> <p>保育所、幼稚園、学校でフッ化物洗口事業を実施する際には、「フッ化物洗口ガイドライン」（平成15年1月15日 厚生労働省医政局長）に沿って実施されるべきと考えます。 本ガイドラインでは、フッ化物洗口の安全性や集団実施の利点についても明記されており、また、具体的な実施方法として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師の処方によること ・まず水で練習し、飲み込まずに吐き出すことが可能になってから開始すること ・薬剤の管理の注意 ・本人あるいは保護者に対する十分な説明の後同意をとったうえで実施すること等が記載されています。 <p>また、実施を希望しない子どもは、水でのうがいを行うなどの配慮を行う等の工夫などについて、実施機関に対して助言、支援を行いたいと考えています。 むし歯予防のためには、フッ化物利用のみを行うのではなく、食習慣やブラッシングの指導ももちろん不可欠です。 素案では、乳幼児期、学齢期の対策として、歯科保健指導の充実や、食生活指導、児童一人ひとりの自主的な歯の健康管理が実施できるような健康教育の推進、食育の推進、歯周疾患対策の推進についても記述しています。 これらとあわせて、フッ化物利用を取り入れることでよりむし歯予防の効果があると考えられます。 また、本ガイドラインによる方法で、施設で集団実施するフッ化物洗口は、薬事法違反には該当しません。</p> <p>しかし、むし歯予防のためのフッ化物利用についてはたくさんのご意見をいただいておりますので、関係者の方に誤解のないよう、次のとおり表現を修正し、参考資料としてガイドラインを収録します。</p> <p>1 学齢期（3）取組の方向性と目標</p> <p>(修正前) ○フッ化物利用等による効果的な歯科保健対策の推進 (修正後) ○正しい情報に基づいた安全な方法でのフッ化物利用等による効果的な学校歯科保健対策の推進</p> <p>2 学齢期（4）県の取組の方向と関係機関・団体等に期待される役割</p> <p>(修正前) …また、大分県では、永久歯のむし歯対策として全国各地で行われているフッ化物洗口の取組が遅れており、実施拡大に向け正しい情報の普及啓発や支援が必要です。 (修正後) …また、大分県では、永久歯のむし歯対策として全国各地で行われているフッ化物洗口の取組が遅れており、「フッ化物洗口ガイドライン」（平成15年1月14日 厚生労働省医政局長）に基づく、正しい方法での実施拡大に向け、普及啓発や支援が必要です。</p>	文言修正

「大分県歯科保健計画（仮称）」素案に対する県民意見募集結果 （2 / 2）

- 1 意見募集期間 平成22年2月9日（火）～平成22年3月8日（月）
- 2 意見募集の周知
 - （1）県情報センター（県政情報課情報センター）及び地区情報センター（振興局等県内11か所）、健康対策課での閲覧
 - （2）県庁ホームページへの掲載
- 3 意見提出状況
 - （1）提出者 183（人・団体）
 - （2）件数 437件

該当箇所	（ご意見の概要）	県の考え方	計画への反映
II-3 学齢期の 歯科 保健対 策	<p>（学校保健委員会の設置について） 設置率が低いとむし歯が多いというのは偏見である。 学校保健委員会はむし歯予防だけを目的に設置されているものではないので素案の記述は誤解を招く。 地域の実情や子どもの実態に応じた学校の判断を尊重すべきであり、むし歯予防の目標からは削除すべきである。</p>	<p>学校保健委員会は、学校における健康の問題を研究協議・推進する組織であり、その中のひとつとして歯科保健についても検証、評価されるものです。 この学校保健委員会の設置が増え、学校の歯科保健データを共有し、対策について協議する機会をもつことは、学校での健康教育や歯科保健指導が推進されることにつながると考えます。 また、学校保健委員会の設置率目標については、p24の本文中では80%、概要番及びp47の目標値一覧では100%となっており一致していませんが、<u>正しくは80%であり100%は誤記です</u>。地域や学校それぞれの実情や特性も考慮した上で、全国平均に近づくべく80%を目指したいと考えます。</p> <p>学校保健委員会の設置については、関係者の方に誤解のないよう、次のとおり表現を修正します。</p> <p>学齢期（2）現状と課題</p> <p>（修正前）⑥ 学校においては保健事業を評価するための学校保健委員会の設置率が低く、また開催回数も少なく、歯科保健データの集積と活用が<u>十分なされていない現状</u>にあります。 （修正後）⑥ 学校においては、<u>学校での健康問題を研究協議・推進する組織である</u>学校保健委員会の設置率が低く、また開催回数も少なく、歯科保健データの集積と活用が<u>なされる機会も十分とはいえない状況</u>にあります。</p>	文言修正
	<p>（統計調査の信憑性について） 簡易検査であるため、複数いる校医の間でも見解が違ふし、同じ医師でも翌年は歯の状態が違ふように捉えたりする。</p>	<p>文部科学省「学校保健統計」によるものであり、一般的に使用される統計データとして目安にできるものであると考えます。</p>	なし
II-5 要介護 者の 歯科 保健対 策 II-6 障がい 者 （児） の 歯科 保健対 策	<p>要介護者、障がい者（児）に対する丁寧な対応ができる人的配置をお願いしたい。</p>	<p>要介護者、障がい者（児）の歯科診療や口腔ケアに関する研修会の開催等、人材育成を行う旨記載済みです。</p>	なし
III-2 体制づ くり	<p>今はフッ化物塗布を受けられる機会が少なく、市報を見逃すと次は数か月後になる。週末にも実施してほしい。</p>	<p>次のとおり表現を修正します。</p> <p>III 計画推進のための基盤整備 2 体制づくり</p> <p>（修正前）…フッ化物塗布やフッ化物洗口等を実施する機関の確保、増加が必要です。 （修正後）…フッ化物塗布やフッ化物洗口等を実施する機関<u>及び機会</u>の確保、増加が必要です。</p>	文言修正